

紙オムツ給付事業実施要項

片品村社会福祉協議会

1 目的

在宅の高齢者及び身障者等に身体の清潔さと、快適さを提供することにより家族の負担の軽減、本人の精神的な安定と健康の保持・増進を図る。

2 事業主体

片品村社会福祉協議会

3 対象者

介護認定調査で要介護1以上と認定された者で、常時オムツを使用している在宅の高齢者及び身障者等とする。

4 利用申請

上記対象者であり、ケアマネージャー・相談支援専門員・民生委員を通じて社会福祉協議会に申請するものとする。

5 実施内容

年3回（4月、8月、12月）の給付とする。但し、状況により会長が必要と認めた場合はこの限りではない。入院及び施設入所した場合は除く。

付則

この事業は平成10年 4月 1日 から実施する。

この事業は平成20年 4月 1日 から実施する。

この事業は平成23年 8月 1日 から実施する。